

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 静岡県知事(以下「知事」という。)が、私立高等学校の通信制の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。)、<u>「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について」(平成28年9月30日28文科初第913号文部科学省初等中等教育局長通知)</u>その他の関係法令等の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。</p> <p>(立地)</p> <p>第3条 <u>立地</u>については、次の各号のいずれにも適合していなくてはならない。</p> <p>(1) <u>風俗営業施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業を行う施設をいう。)などの教育にふさわしくない施設が、周辺に立地していないなど、高等学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 静岡県知事(以下「知事」という。)が、私立高等学校の通信制の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)、<u>「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(平成28年9月策定)</u>その他の関係法令等の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。</p> <p>(立地条件等)</p> <p>第3条 <u>立地条件等</u>については、次の各号のいずれにも適合していなくてはならない。</p> <p>(1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(名称)</p> <p>第4条 <u>名称</u>については、<u>次の各号のいずれにも適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>通信制の課程を置く私立高等学校(以下「実施校」という。)の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>(規模)</p> <p>第4条 収容定員は、通信教育の用に供する施設（以下「教育施設」という。）ごとに定員を定め、その定員の合計とする。</p>	<p>(2) 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。</p> <p>(規模)</p> <p>第5条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数とする。</p> <p>2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の通信制の課程に係る収容定員の範囲内でなければならない。</p> <p>3 実施校の設置者は、実施校の通信制の課程に係る収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すものとする。</p>
<p>(教職員の数)</p> <p>第5条 規程第5条第1項に規定する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下「教諭等」という。）の数は、別表1に掲げる方法により算定した数以上とし、教育上支障がないものでなければならない。</p>	<p>(通信教育を行う区域)</p> <p>第6条 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めるものとする。</p> <p>2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならない。</p> <p>(教職員組織)</p> <p>第7条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方</p>

改正前	改正後
<p>2 <u>教諭等のうち、5人を超えた者については、教育上支障がない場合、常勤講師をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 <u>規程第3条に規定する実施校（以下「実施校」という。）が高等学校全日制の課程又は定時制の課程を併置する場合は、第1項に定める方法により算定した数から4を減ずることができる。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>実施校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に努めること。</u></p> <p>6 <u>実施校の事務職員の数は、別表2に掲げる方法により算定した数以上としなければならない。</u></p> <p>7 <u>実施校には事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てること。</u></p> <p><u>（教育施設）</u>  第6条 <u>教育施設は、次に掲げるものとする。</u></p>	<p><u>の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされているものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>実施校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</u></p> <p>6 <u>実施校には事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てるものとする。</u></p> <p>7 <u>その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。</u></p> <p>8 <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>実施校</u></p> <p>(2) <u>規程第3条に規定する協力校（以下「協力校」という。）</u></p> <p>(3) <u>学校教育法第55条に規定する施設（以下「指定技能教育施設」という。）</u></p>	
<p><u>第7条 実施校の校舎には、規程第9条第1項各号に掲げる施設並びに規程第10条第1項の校具及び教具を備えるとともに、教育目標を達成するために必要かつ十分な施設及び設備を備えなければならない。</u></p> <p><u>2～8 （略）</u></p>	<p><u>（施設及び設備）</u></p> <p><u>第8条 実施校の施設及び設備は、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものとする。</u></p> <p><u>2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けるものとする。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えるものとする。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保するものとする。</u></p> <p><u>3～9 （略）</u></p>
<p><u>第8条 協力校を設け、又は、指定技能教育施設と連携する場合には、次の各号の要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>生徒の修学に支障を来すことのないよう、実施校との協力・連携関係が確実に確保されるものであること。</u></p> <p>(2) <u>当該施設の本来の目的である教育活動等に支障がなく、通信制高校の生徒の教育を行うことができる施設・設備が提供されること。</u></p>	<p><u>（通信教育連携協力施設）</u></p> <p><u>第9条 通信教育連携協力施設については、次の各号のいずれにも適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。</u></p> <p>(2) <u>面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。</u></p> <p>(4) <u>面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。</u></p> <p>(5) <u>学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。</u></p> <p>(6) <u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3号の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。</u></p> <p>(7) <u>面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。</u></p> <p>(8) <u>面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。</u></p> <p>(9) <u>通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。</u></p> <p>(10) <u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容に</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>ついて、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>(11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。</u></p> <p><u>(通信教育の方法等)</u></p> <p><u>第10条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施するものとする。</u></p> <p><u>2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。</u></p> <p><u>(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。</u></p> <p><u>(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。</u></p> <p><u>(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(資産等の保有)</p> <p>第9条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。<u>ただし、校地については、教育上支障がなく、かつ、20年以上の賃借権を取得</u></p>	<p>(5) <u>通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。</u></p> <p>(計画の作成等)</p> <p>第11条 実施校は、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成するものとする。</u></p> <p>2 実施校は、<u>適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うものとする。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示するものとする。</u></p> <p>(資産等の保有)</p> <p>第12条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。<u>ただし、校地については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが</u></p>

改正前	改正後
<p><u>し、これを登記する等、将来にわたり安定的に使用できる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>確実と認められた場合は、この限りではない。</u></p>
<p>(設立資金) 第10条 (略)</p>	<p>(設立資金) 第13条 (略)</p>
<p>(運用資金等) 第11条 (略)</p>	<p>(運用資金等) 第14条 (略)</p>
<p>(既存学校法人による学校設立資金等) 第12条 (略)</p>	<p>(既存学校法人による学校設立資金等) 第15条 (略)</p>
<p>(課程の設置認可) 第13条 課程の設置認可については、<u>第2条から第12条の規定を準用する。</u>この場合において、「独立校」は「課程」と読み替える。</p>	<p>(課程の設置認可) 第16条 課程の設置認可については、<u>第2条から第15条の規定を準用する。</u>この場合において、「独立校」は「課程」と読み替える。</p>
<p>(学科の設置認可) 第14条 学科の設置認可については、<u>第4条、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。</u></p>	<p>(学科の設置認可) 第17条 学科の設置認可については、<u>第5条、第14条第2項及び第15条の規定を準用する。</u></p>
<p>(収容定員に係る学則変更認可) 第15条 収容定員の変更を内容とする学則変更認可については、<u>第4条から第12条までの規定を準用する。</u></p>	<p>(収容定員に係る学則変更認可) 第18条 収容定員の変更を内容とする学則変更認可については、<u>第4条から第15条までの規定を準用する。</u></p>
<p>(分校の設置) 第16条 分校の設置については、<u>第2条から第12条の規定を準用する。</u>この場合において、「認可」は「届出」と読み替える。</p>	<p>(分校の設置) 第19条 分校の設置については、<u>第2条から第15条の規定を準用する。</u>この場合において、「認可」は「届出」と読み替える。</p>
<p><u>(広域の課程に係る学則変更認可)</u> 第17条 <u>本県以外に通信教育を行う区域（以下「教育区域」という。）を設定する場合は、次によるものとする。</u> (1) <u>教育区域に加えようとする都道府県内に</u></p>	<p>(削除)</p>



改正前	改正後																		
<p><u>分校若しくは協力校を設置し、又は指定技能教育施設と連携するものとする。</u></p> <p><u>(2) 当該都道府県の意向を聴取し、影響を考慮しなければならない。</u></p> <p>(設置計画の承認及び設置認可)</p> <p><u>第 18 条 (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>第 13 条から第 17 条まで</u>に規定する課程の設置認可等の手続について準用する。このうち<u>第 15 条及び第 17 条</u>の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替える。</p> <p>ただし、<u>第 15 条</u>に規定する収容定員を変更する場合の学則変更については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表 1 (第 5 条関係)</u></p> <p><u>教員数</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収容定員</th> <th style="text-align: center;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>240 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>241 人以上 1,200 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u><math>(\text{収容定員} - 240) \div 100 + 9</math></u></td> </tr> <tr> <td>1,201 人以上 5,000 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u><math>(\text{収容定員} - 1,200) \div 150 + 18</math></u></td> </tr> <tr> <td>5,001 人以上</td> <td style="text-align: center;"><u>44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。</u></p> <p><u>別表 2 (第 5 条関係)</u></p> <p><u>事務職員数</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収容定員</th> <th style="text-align: center;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>240 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>241 人以上 5,000 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u><math>(\text{収容定員} - 240) \div 400 + 3</math></u></td> </tr> <tr> <td>5,001 人以上</td> <td style="text-align: center;"><u>15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。</u></p>	収容定員	人 数	240 人以下	<u>9</u>	241 人以上 1,200 人以下	<u><math>(\text{収容定員} - 240) \div 100 + 9</math></u>	1,201 人以上 5,000 人以下	<u><math>(\text{収容定員} - 1,200) \div 150 + 18</math></u>	5,001 人以上	<u>44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>	収容定員	人 数	240 人以下	<u>3</u>	241 人以上 5,000 人以下	<u><math>(\text{収容定員} - 240) \div 400 + 3</math></u>	5,001 人以上	<u>15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>	<p>(設置計画の承認及び設置認可)</p> <p><u>第 20 条 (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>第 16 条から第 19 条まで</u>に規定する課程の設置認可等の手続について準用する。このうち<u>第 18 条</u>の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替える。</p> <p>ただし、<u>第 18 条</u>に規定する収容定員を変更する場合の学則変更については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
収容定員	人 数																		
240 人以下	<u>9</u>																		
241 人以上 1,200 人以下	<u><math>(\text{収容定員} - 240) \div 100 + 9</math></u>																		
1,201 人以上 5,000 人以下	<u><math>(\text{収容定員} - 1,200) \div 150 + 18</math></u>																		
5,001 人以上	<u>44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>																		
収容定員	人 数																		
240 人以下	<u>3</u>																		
241 人以上 5,000 人以下	<u><math>(\text{収容定員} - 240) \div 400 + 3</math></u>																		
5,001 人以上	<u>15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和 6 年 月 日から施行する。